

## 「外国につながりを持つ子どもへの学習支援事業」実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、外国につながりを持つ日本の学校生活への支援が必要な児童生徒に対し、子ども日本語学習サポーター及び子ども通訳・メンタルサポーター（以下「サポーター等」という。）を派遣するために必要な事項を定めるものである。

### (実施主体)

第2条 公益財団法人佐賀県国際交流協会(以下、「協会」という。)が、佐賀県内の小学校、中学校（以下、「学校」という。）及び教育委員会と連携を取り、本事業を実施する。

### (子ども日本語学習サポーター等の活動内容及び名称)

#### 第3条

- (1) 児童生徒に日本語指導やそのサポートを行う。(子ども日本語学習サポーター)
- (2) 児童生徒やその保護者への通訳及び児童生徒に対するメンタルケアを行う。(子ども通訳・メンタルサポーター)

### (支援の要件)

第4条 支援対象となる児童生徒は、原則として県内の学校に在籍する児童生徒で、学校がサポーター等の派遣が必要と認めた者とする。ただし、子ども通訳・メンタルサポーターについては県内の学校への進学に関する内容である場合に限り未就学児とその保護者も支援の対象とする。

2 子ども日本語学習サポーターの支援は、原則として、年度途中から学校に通うことになった日本語指導が必要な児童・生徒に対し、佐賀県教育委員会が帰国子女等対応非常勤講師をすぐに任用できない場合に派遣する。派遣期間は、原則1ヶ月以内とする。

### (ボランティアの登録)

第5条 サポーター等は原則協会のボランティア登録を行うこととする。

### (サポーター等の派遣)

第6条 協会はサポーター等の派遣依頼があった場合は、原則として、当協会にボランティア登録があり、次項を満たす者の中から、地域性や学校の意向等を勘案して適当と思われる者を派遣する。ただし、依頼者の希望に沿うサポーター等がない場合は、依頼者へその旨を速やかに連絡するものとする。

2 子ども日本語学習サポーターの資格要件については、(1)及び(2)、または(1)のみとする。

- (1) 支援対象となる児童・生徒に対し日本語指導ができる者
- (2) 教職員免許法に基づく相当学校の教員免許を有する者

3 派遣可能な時間数は、下記のとおり定める。

(1) 子ども日本語学習サポーター

1回2単位時間、週4単位時間を上限とする。ただし、来日から1年未満の児童生徒または理事長が特に認める場合は、1回2単位時間、週8単位時間を上限とする。

(2) 子ども通訳・メンタルサポーター

派遣事由の発生につき原則として1回2時間を上限とする。ただし、理事長が特に認める場合はこの限りではない。

(サポーター等の派遣の流れ及び報告)

#### 第7条

- (1) サポーター等を必要とする学校及び市町村教育委員会等(以下「依頼者」という。)は、派遣申請書(様式1)(様式2)の内、依頼内容に該当するものを1週間前までに協会に提出しなければならない。
- (2) 依頼者は、協会及びサポーター等と連絡をとり、活動の内容等について調整しなければならない。日本語学習サポーター派遣の場合、初回及び必要があると認めるときは協会職員も同行する。職員が同行しない場合、依頼者は打合せの結果を打合せチェックシート(様式3)によりサポーター及び協会に通知することとする。
- (3) サポーター等は活動終了後速やかに、協会へ報告書(様式4)(様式5)の内、自身の活動内容に該当するものを提出しなければならない。
- (4) 依頼者は、サポーター等の活動終了後速やかに、協会へ報告書(様式6)(様式7)の内、依頼内容に該当するものを提出しなければならない。

(謝金の支給)

第8条 協会は報告書を受領した後、速やかにサポーター等に謝金を支払う。旅費は佐賀県の規定に従い、別途支払う。

(1) 子ども日本語学習サポーター

- i. 1単位時間 2,500円

(2) 子ども通訳・メンタルサポーター

- i. 1時間 2,500円

(守秘義務)

第9条 サポーター等は、活動を通じて知り得た個人情報・秘密を他にもらしてはならず、また、登録抹消後も、同様に守秘義務を負うものとする。

- 2 協会は本事業を実施する上で、知り得た情報は厳正に管理し、第1条の目的以外に使用しないものとする。

(保険)

第 10 条 本事業の活動中の事故については、協会が適宜、利用可能なボランティア活動保険に加入・適用することにより対応することとする。

2 この事業は、ボランティア精神に基づく自主的な社会参加と依頼者の責任による事業であり、支援により当事者間に発生したトラブルについては、当事者間の責任とする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、事業実施に関する必要な事項は理事長が定める。

附則

この要綱は平成 27 年度事業から適用する。

附則

この要綱は平成 28 年度事業から適用する。

附則

この要綱は平成 29 年度事業から適用する。

附則

この要綱は平成 29 年 7 月 5 日から適用する。

附則

この要綱は平成 30 年度事業から適用する。

附則

この要綱は平成 30 年 7 月 2 日事業から適用する。

附則

この要綱は平成 31 年度事業から適用する。

附則

この要綱は令和 2 (2020) 年度事業から適用する。

附則

この要綱は令和 3 (2021) 年度事業から適用する。

附則

この要綱は令和 4 (2022) 年度事業から適用する。

附則

この要綱は令和 5（2023）年度事業から適用する。